

I R整備法におけるカジノ行為に対する 依存防止対策の概要

カジノ管理委員会事務局
令和8年7月17日

I R整備法におけるカジノ行為に対する依存防止対策の概要

- カジノ管理委員会は、特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）の目的に定める「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」を実現するため、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務としている。
- カジノ行為に対する依存防止対策として、重層的・多段階的な取組を行うこととしている。

重層的・多段階的な取組

①カジノ施設入場前

- ・ I R区域は全国に3区域まで（法第9条第11項第7号）
- ・ 各 I Rにカジノ施設は1施設のみ（法第41条第1項第7号）
- ・ ゲーミング区域は I R施設の床面積の合計の3%まで（法第41条第1項第7号等）

②カジノ施設入場時

- ・ 入場等回数は7日間で3回、28日間で10回まで（法第69条第4号及び第5号）
- ・ マイナンバーカード等による厳格な本人確認（法第70条第1項）
- ・ 入場料等（1回：6,000円）の賦課（法第176条第1項及び第177条第1項）

③カジノ施設内

- ・ 日本人等に対する貸付業務の規制（法第85条第1項第2号）
- ・ 日本人等のクレジットカードの利用禁止（法第73条第8項及び第9項）
- ・ A T Mの設置の禁止（法第92条及び第94条第1号へ）

④利用者の個別の事情に応じた措置

- ・ 本人・家族等の申出による利用制限措置（法第68条第1項第1号）
- ・ その他のカジノ施設の利用が不適切と認められる者に対する利用制限措置（法第68条第1項第2号）
- ・ 入場者の適切な判断を助けるための措置（法第68条第1項第3号）

等